



令和3年度 島根県がん患者社会参加応援事業補助金

～ ウィッグ・補整下着の購入経費補助 ～

島根県は、がん患者の皆様の就労等社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るために、補整具の購入費用の一部を補助します。

1 対象となる補整具

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに購入した以下の補整具

- ① ウィッグ（全頭用）、装着に必要な頭皮保護用のネット
- ② 補整下着、補正パッド、人工乳房等の胸部補整具

2 補助額

購入経費の1/2

（上限2万円。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

※①ウィッグ等 ②補整下着等、それぞれ1回、購入経費の1/2（上限2万円。
千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助します。

3 補助金の交付

次項の「補助の対象となる方」のために対象の補整具を購入した方（対象がん患者本人又は3親等以内の親族）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付は、対象者1人当たり①ウィッグ等②補整下着等、それぞれ1回です。

4 補助の対象となる方

次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 島根県に住所を有している方
- ② がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けている方
- ③ がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補整具を購入している方
- ④ 市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ⑤ 申請を行う補整具に対して、他の補助金等を受けていない方



6 申請期限

令和4年3月31日（消印有効）

※住民票など全ての書類が年度内の日付である必要がありますので、年度末に購入される場合はご注意ください。

7 交付までの流れ

- ・下記の【申請書の提出先】へ「島根県がん患者社会生参加応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」及び「添付書類」を郵送または持参してください。県が申請書等を審査の上、補助金を交付する場合は交付決定通知書を郵送し、交付決定日から30日以内にご指定の口座へ振り込みます。振り込みは、申請書等に不備がなければ、書類が県に届いてから2～3ヶ月程度となります。
- ・交付できない場合は、その旨を文書でお知らせし、申請書類等はお返します。（申請書類等に不備があり、県から申請者への連絡が取れない又は県からの連絡に対し申請者の対応がない状態が、1ヶ月を越える場合等も含まれます。）

8 その他

- ・予算の範囲内での交付となりますので、諸要件を満たしていても交付ができない場合もあります。年度途中で補助額が予算額に達した場合は、島根県のホームページでお知らせします。

【 申請書の提出先・問合せ先 】

島根県 健康推進課 がん対策推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5060

メール gantaisaku@pref.shimane.lg.jp

HP 「島根県 ウィッグ 補助」で検索してください。

- この補助金は「ふるさとを応援したい」という思いをお持ちの方が県に寄付された「ふるさと島根寄付金」を財源としています。
- ご感想などを寄せていただくと幸いです。ご感想を県のホームページ等で紹介するときは、個人が特定されないようにいたします。
- 県がアピアランス（外見）ケア講演会等を開催する場合は、ご案内させていただきますが、ご案内は不要とのことでしたら、申請の際にでもお知らせください。
- 県がこの補助金に関するアンケートを実施する場合は、ご協力をお願いします。
- 県のホームページに補助金交付要綱とQ&Aを掲載していますので、ご確認ください。なお、Q&Aは随時更新します。



〔画〕 童画家 佐々木恵未さん